

平成 2 3 年第 3 回 (3 月)

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成23年3月10日(木)
開 会 10時00分 閉 会 11時47分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 13名

欠席委員数 1名

欠 員 1名

出席委員の氏名 石丸 茂信、岡 万寿夫、梅林 陟、豊田 和義
和才 直俊、是木 則幸、奥家 信弘、賀部 正直
矢頭 道雄、守口 信義、瀬口 勝美、若山 善一
是木 輝義

欠席委員の氏名 恒成 一治

4. 付議事項

議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について
1件

議案第 7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
1件

議案第 8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
3件

議案第 9号 吉富町農業振興地域整備計画の一部変更について
8件

議案第10号 平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
(案) 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画
(案) について

議案第11号 吉富町農用地利用集積計画の一部変更について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

農地法第3条の3第1項の規定による届出について 1件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 赤尾 肇一

事務局職員 赤尾 慎一

6. 会議の概要

事務局

委員の皆さんおはようございます
皆様には何かとお忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。
開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

委員のみなさんおはようございます
この2,3日寒いですが。
それでは、3月の農業委員会総会のご案内をしたところ、お忙しい中ご出席いただきまして誠に有難うございます。
農業関係はつい2,3日前の新聞には減反政策を解除するような報道がされていました、また、TPPのこともあり先のことが見えない状況です。また、農業委員会の22年度の活動に対する点検・評価や23年度の活動計画等も事務局から提案がございます。
年々農業関係が厳しさを増すというよりも、やらなければいけないことが沢山あるように感じております。
本日は恒成委員から欠席と連絡がきていますので、委員定数15名、欠員1名、欠席委員1名であることから13名の委員の出席となり総会は成立しています。
それでは、ただいまから平成23年第3回総会を開催いたします。本日はご案内のように提案事項議案が6件と報告事項が2件でありますので最後までよろしくをお願いいたします。
それでは本日の議事録署名人を奥家 信弘委員、賀部 正直委員のお二人を指名いたします。

議案第3号

事務局

「議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。議案6号をご覧ください
本件は、農地の所有権の移転に係る農地法第3条の規定による許可申請であります。譲渡人は本町広津〇〇〇番地のAさん、譲受人は本町今吉〇〇〇番地〇のBさんです。土地の表示は幸子〇〇〇番、地目は田、面積は1,154m²、所有者並びに耕作者はAさんです。
申請地は都市計画第1種低層住居専用地域にあり、今吉地区公民館東側にある農地です。2ページの位置図の赤丸で囲んだ箇所が今回の申請地で、3ページの詳細位置図の赤く彩色した所です。
4ページに字図を添付しています。
今回の申請は、譲受人の経営規模拡大を目的とし、農地法3条により譲渡を受けるための申請であります。
本議案について、5ページに添付しています農地法第3条第2号各号の審査基準をご覧ください。
申請内容は何れも該当しません。
以上で事務局からの説明は終わります。

会 長

それでは地元委員の豊田委員さんに、現地の状況等説明をお願いし

ます

豊田委員 事務局からの説明があったように、今吉公民館の東側にある農地ですが地元委員としても、今回の申請には特に問題はないと思います

会 長 豊田委員並びに事務局より議案並びに申請理由等の説明がありましたが、皆様方より議案第6号について何か質疑はございますか。

各委員 質疑なし

会 長 では、議案第6号に関しましては承認することと決めます。次に、「議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

議案第7号

事務局 議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案の6ページをお開きください。

土地の表示は幸子〇〇〇番〇、地目は登記簿・現況共に田、面積226㎡で、所有者・耕作者共に大字幸子〇〇〇番地のCさんで、で、現在の住宅が老朽化したので申請地に住宅を建設するものですあります。

転用計画については木造平屋建て住宅を建築するもので、建築面積58㎡、建ぺい率25.7%であります。

議案の7ページに位置図、8ページの詳細位置図の赤色で彩色した所が申請地で、9ページに地籍図、10ページに平面計画図、11ページに排水放流先を図示した図面を添付していますのでご確認下さい。

転用目的実現の確実性については資金計画書並びに預金残高証明が添付され、資金の確実性は認められます。

周辺農地への影響等については、9ページの地籍図のように、東側は農地、西側は県道、南側は宅地、北側は町道に隣接しています。隣接する農地所有者から隣地承諾を得ています。なお、排水放流協議書についても協議済みであります。

農地区分については、申請地の所在する区域が都市計画第1種低層住居専用地域内であり、農地法に基づく農地転用許可の検討事項については12ページ並びに別添農地転用判断基準シートをご覧ください。この判定基準により、申請地は第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明は終わります。

会 長 それでは、地元委員の賀部委員に現地の状況などの説明をお願いします。

賀部委員 事務局からの説明がありましたように、県道や住宅に囲まれた土地であり、特に問題はないと思います

会 長 賀部委員並びに事務局からの説明が終わりました
皆様方より議案第7号について何か質疑はございますか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 ございませんようでしたら、議案第7号については承認することにご異議はございませんか。

各委員 異議なしの声あり

会 長 では、議案第7号に関しましては承認することと決めます。
次に、「議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

議案第8号 整理番号1

事務局 「議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」
ご説明いたします。

農地法第5条申請は3件の申請がでています。

整理番号1についてご説明いたします。

議案の13ページをお開きください。

土地の表示は幸子〇〇〇番〇、地目は登記簿・現況共に田、面積377㎡並びに幸子〇〇〇番、地目は登記簿・現況共に田、面積1,261㎡で、所有者、耕作者共に山口県光市大字小周防〇〇〇番地〇のDさんです。

譲受人は、上毛町大字唐原〇〇〇〇番地〇、株式会社E組代表取締役Fさんです。

本件の転用理由は譲受人のE組が建売住宅建設のため、所有者であるDさんから譲り受けるものであります。

転用計画については木造平屋建て住宅4戸と木造二階建て店舗兼併用住宅を建築するもので、延べ建築面積444.8㎡、建ぺい率27.15%であります。

議案の14ページの位置図、15ページの詳細位置図の赤色で彩色した所が申請地で、16ページに地籍図、17ページに平面計画図、18ページに排水経路図、19・20ページに立面図、21ページに断面図を添付していますのでご確認下さい。

転用目的実現の確実性については資金計画書並びに預金残高証明、金融機関の融資証明が添付され、資金の確実性は認められます。

周辺農地への影響等ですが、16ページの404番地については地籍図のように、東西と北側については農地、南側は町道に隣接してい

ます。また、402番1については東側は県道、西側並びに南側については農地、北側は里道に隣接しています。なお隣接する農地所有者から隣地承諾を得ています。なお、排水放流協議書についても協議済みであります。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項については22ページ並びに別添農地転用判断基準シートから、農地区分については、申請地の所在する農地は農振農用地区域外にある第2種農地と判断されますが、申請地の周辺は宅地が連たんしている区域に近接し、かつ、10ha未満であります。

また、参考書類として他の候補地比較表も添付されています。

以上で事務局からの説明は終わります。

会 長 それでは、地元委員の賀部委員に現地の状況などを説明をお願いします。

賀部委員 本件ですが、お話を聞いたときに排水放流経路が県道の側溝の方に行っているの、県道の側溝については通常雨水だけしか流れていないものです。問題があるのではないかと業者に言ったら、問題がありそうだから西側の水路に放流を検討し変更すると聞いていました。

これは地元自治会長や水利委員も同じ事を言っていますので、このままでは問題があるのではないかと思います。

会 長 ただ今計画されている経路ではまずいのではないかと、是正措置が必要ではないかということですか。

賀部委員 そう言うことです。

事務局 申請者が放流先の協議を水利委員に行く前に、土木事務所に側溝への放流を協議に行った結果、放流先がなければ側溝に放流しても問題はないとの回答を得たとの事ですが、併せて地元と十分協議して欲しいとも言われたそうです。

事務局の配慮が足らなかったもので、この案件が承認されましたら業者へは総会での意見を伝え、排水放流先については西側の水路へするよう指導いたします。

会 長 賀部委員並びに事務局からの説明が終わりました皆様方より議案第8号の整理番号1について何か質疑はございますか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 では、議案第8号の整理番号1に関しましては承認することと決めます。

次に、整理番号2について事務局より説明をお願いします。

議案第8号 整理番号2

事務局

整理番号2についてご説明いたします。

議案の13ページをお開きください。

土地の表示は鈴熊〇〇番〇、地目は登記簿・現況共に田、面積68.58㎡、所有者、耕作者共に大字直江〇〇〇番地〇のGさんです。

譲受人は、大字鈴熊〇〇番地〇のHさんです。

本件の転用理由は譲受人の高原さんが現在お住まいの住宅の一部が県道用地として用地買収されたことから、新たに住宅建設するにあたって敷地を拡張するために、自己所有地に隣接する所有者のGさんの農地を一部譲り受けるものです。

転用計画については木造平屋建て住宅を建築するもので、敷地面積は自己所有地と併せ499.29㎡、建築面積183.77㎡、建ぺい率36.8%であります。

議案の23ページの詳細位置図の赤色で彩色した所が申請地で、24ページに地籍図、25ページと26ページに平面計画図、27ページに断面図を添付していますのでご確認下さい。

転用目的実現の確実性については資金計画書並びに預金残高証明、金融機関の融資証明が添付され、資金の確実性は認められます。

周辺農地への影響等ですが、24ページの地籍図をご覧ください。

東側は県道用地、西は里道、北側は申請者宅、南側は農地に隣接しています。なお隣接する農地所有者から隣地承諾を得ています。なお、排水放流協議書については既に住宅があり、既設の合併浄化槽を利用することとなりますが、排水法流の協議済みであります。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項については、申請地の所在する区域が都市計画第1種住居地域内であり、28ページ並びに別添農地転用判断基準シートを添付しています。この判定基準により、申請地の農地区分については第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明は終わります。

会 長

それでは、地元委員は私でありますので、現地の状況等を説明いたしまと、申請理由については事務局から説明があったとおりです。

現在の県道が出来る当時の境界等の関係があり、用地買収に時間を要した経緯がありますが、玄関前が県道用地となることから建て替えをするために敷地を拡張するものです。

それでは皆様方より議案第8号の整理番号2について何か質疑はございますか。

各委員

質疑なしの声あり

会 長

では、議案第8号の整理番号2に関しましては承認することと決し

ます。

次に、整理番号3について事務局より説明をお願いします。

議案第8号 整理番号3

事務局

整理番号3についてご説明いたします。

議案の13ページをお開きください。

土地の表示は幸子〇〇〇番〇〇、地目は登記簿・現況共に畑、面積43㎡、所有者、耕作者共に大字幸子〇〇〇番地〇のIさんです。

譲受人は、大字幸子〇〇〇番地〇〇のJさんです。

本件の転用理由は、譲受人のJさん宅の駐車スペースが手狭になり、隣接する申請地を譲り受けて駐車場として利用するためのものです。

転用計画については駐車場を造成するものであります。

議案の23ページの詳細位置図の赤色で彩色した所が申請地で、24ページに地籍図、29ページに詳細位置図と30ページに地籍図を添付しています。赤枠で囲んだ部分が今回の申請地となります。

転用目的の実現については確実と思われまます。

周辺農地への影響等ですが、30ページの地籍図をご覧ください。

東側は宅地、西は道路、北側は農地、南側は申請者宅に隣接しています。なお隣接する農地所有者から隣地承諾を得ています。また、転用理由が駐車場であることから、雑排水の排出はありませんので排水放流協議書は添付していません

農地法に基づく農地転用許可の検討事項については、申請地の所在する区域が都市計画無指定区域にある農振農用地区域外農地であり、31ページ並びに別添農地転用判断基準シートを添付しています。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項については、この判定基準により、相当数の街区を形成している区域内にある農地であり、また宅地が連坦している区域内であることから農地区分については第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明は終わります。

会 長

それでは、地元委員の瀬口委員に現地の状況等を説明をお願いします。

瀬口委員

事務局からの説明があったとおりで、駐車場が無いということで隣の畑を買って狭駐車場に利用するとの事でありまますので、別に問題はないと思います。

会 長

有難うございました。

事務局並びに瀬口委員から説明がありました。

現在は一人が車の2台とかの時代になりましたので、今後はこのようなケースが段々出てくるのではないかと思います

それでは皆様方より議案第8号の整理番号3についてその他の委員の皆さん何か質疑はございますか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 では、議案第 8 号の整理番号 3 に関しましては承認することと決します。

議案第 9 号

会 長 それでは次に議案第 9 号「吉富町農業振興地域整備計画の一部変更について」を上程いたします。
事務局説明お願いいたします。

事務局 今回の総会の開催通知と一緒に事前に委員の皆さまに送付させていただきました、「議案第 9 号、吉富町農業振興地域整備計画の一部変更の承認について」を説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、市町村長は農業振興地域整備計画の一部を変更しようとする場合は、農業委員会へ意見を聴くものとなっているものです。吉富町農業振興地域整備促進協議会については先月の 2 月 25 日に開催されました。

それでは、先ず用途区分の変更の整理番号 1 について説明いたします。農業施設建設の為の計画変更であります。

33 ページの位置図に青色の①で示した箇所、34 ページに土地の所在、面積、計画変更の目的等を記載しています。また、35 ページに箇所図を添付しています。

なお、この申請地は公道に接していないことから、変更の申請が提出された際に、農舎をするには建築確認が必要となり接道義務があるので、用途変更が承認されたからといって建築が出来るものではない旨を申請者に伝えました。

申請者は「〇〇〇番地の土地を購入して進入路を作る」と申しました。

用途区分の変更についての説明を終わります。

会 長 本件は少し奥まったところにある土地で、道がないから部分的に土地を買って農舎を建てたいということのようです。それでは整理番号 1 の用途区分の変更について何か質疑はございませんか。

事務局 場所は県道の西側にアパートがあります。その西側にある土地で、昨年拡幅した道路の舗装を新設した道路のすぐ近くにある土地です。

石丸委員 新しい道が出来た所ですね、角の土地を少しもらわないと道がないところだな

瀬口委員 〇〇〇番地はアパートの駐車場にしている所じゃないかな

和才委員 アパート周辺の〇〇〇番地や〇〇〇番地〇も同じ所有者じゃなかったかなー、たしか岸井の人だったと思うけど。〇〇〇番〇に農舎を建てれば良いのに思うんだけど。

事務局 そうです。〇〇〇番〇も将来は転用をしたいようで、誰か買う人はいないか紹介してくれと言われました。
昨年この件で相談に来たときにはアパートから進入路も考えているようでしたが、高低差が大きいと間に水路があるので、考えた結果ではないでしょうか

和才委員 農舎の建築を前提での申請ですね。〇〇〇番地は共有地で、今はアパートの駐車場に貸している土地で、新設道路に接しているのなら良かったんだけど

事務局 〇〇〇番地の土地の所有者の状況を知らず、駐車場と利用している現況をみて道を分けて貰おうとしているものと思いますが、本日の総会においてはこの用途区分の変更についてどうなのかの点を協議していただければと思います。
また、承認がされた後の手続きの際には今までの意見を申請者にお伝えするよう農振の担当者に伝えますし、農地転用申請の際には申請者には建築基準法の関係から接路義務があり、それも含めての申請をするよう指導いたします。

会 長 これは微妙な問題でして、現状が袋小路までは言いませんが、現状では入れないわけですよ、〇〇〇番地との話がどの程度進んでいるかは別にしても、少なくとも許可を与えると言う事はその様な条件的なものが必要だと思います。それは無条件というわけにはいかないと思います。

瀬口委員 〇〇〇番地は10数軒の共有地の土地ですし、向かいのアパートの駐車場として貸している土地だからから簡単にはいかないと思うけど、〇〇〇番地も申請者の土地じゃなかったかな、〇〇〇番地の土地から進入路を造る方法もあると思うけど、〇〇〇番地はアパートの建っているところかな。

和才委員 〇〇〇番地は畑で野菜を栽培している土地で、アパートは〇〇〇番地〇がそうです。

会 長 農振の会議には私や若山委員、和才委員もご出席されていましたが、付帯条件としては協議会としてはつけられないのですが、ご本人さんからそのような意志表示があったとすれば、それを以って承認するということになるが、ある程度の条件を整えばということはどうでしょ

うか。他に質疑等はございませんか

各委員 質疑無し

会 長 では整理番号1については、進入路等のこともあり微妙な問題であることから、農業委員会の意見としては、進入路の問題を整えることを条件とするということによろしいですか

各委員 異議なしの声あり

会 長 それでは次に計画変更申出の除外7件について説明をお願いします。

事務局 計画変更申出の除外について説明いたします

33ページの全図の赤色の①から⑦番で示している箇所が今回変更申出を提出された土地です。

整理番号1

土地の所在は広津〇〇〇〇番〇、地目は台帳・現況ともに田、計画変更面積400㎡で、変更の目的は一般住宅の建設です。

37ページの赤色で彩色している箇所で、38ページに計画平面図を添付しています。

整理番号2

土地の所在は今吉〇〇〇番、地目は台帳・現況ともに畑、計画変更面積264㎡で、変更の目的は一般住宅1棟の建設です。

39ページの赤色で彩色している箇所です。

整理番号3

土地の所在は今吉〇〇〇番、地目は台帳・現況ともに田、計画変更面積242㎡で、変更の目的は一般住宅1棟の建設です。

39ページの赤色で彩色している箇所です。

整理番号4

土地の所在は今吉〇〇〇番〇、地目は台帳・現況ともに田、計画変更面積721㎡で、変更の目的は一般住宅2棟の建設です。

39ページの赤色で彩色している箇所です。

整理番号5

土地の所在は別府〇〇〇番〇、地目は台帳・現況ともに田、計画変更面積1,264㎡で、変更の目的は一般住宅1棟と賃貸住宅3棟の建設です。

40ページの赤色で彩色している箇所で、41ページに計画平面図を添付しています

整理番号6

土地の所在は土屋〇〇〇番〇、地目は台帳・現況ともに田、計画変更面積1,132㎡の内300㎡で、変更の目的は一般住宅1棟の建設です。

42ページの赤色で彩色している箇所です。

整理番号 7

土地の所在は土屋〇〇番、地目は台帳・現況ともに田、計画変更面積 298㎡で、変更の目的は駐車場造成です。

43ページの赤色で彩色している箇所です。

以上で計画変更申出の除外について説明終わります。

会 長 事務局からの説明が終わりました。先月の2月25日の農業振興地域整備促進協議会で計画変更申出の除外について協議した結果、整理番号1番から整理番号4番については除外を承認されました。それから、整理番号5番から整理番号7については不相当であり除外は認められませんでした。その結果を受けて農業委員会に意見を求められているわけです。

それでは委員の皆さん何か質疑はございませんか

和才委員 農振の会議の結果、整理番号1番から整理番号4番については適切な結果だと思います。整理番号5番から整理番号7のうち5番については以前も除外の申請がされた土地だと思いますが

会 長 そうですね確か申請がされていました。

和才委員 その時も確か、農地がまとまってある土地基盤整備の計画がある地区の中にあるから除外は認めないとなった土地だったから、今回も認めることは出来ないと思いますし、整理番号6・7についても農用地区域の中にある農地だから除外は問題があると思います。

会 長 非常に貴重な意見でありまして、農業委員会も勿論重要ですが、農振と言うのは吉富町の農地をどのように計画していくかを一番に考えていく会議であり、何度同じものが出てきても結果は同じであり、同じ処理をしていかないと将来困ることになる問題です。

いままでもその様な意見でやってきていたので、今後も引き続き審議していかなければならないと思います。

和才委員 人情的には良いのではないと思うけど、今までの申請や今後のことを考えると難しい問題です。

石丸委員 農振の会議の結果については申請者には文書で通知するのですか

事務局 申請者には通知いたします。

石丸委員 5番の申請者の現在の住まいが老朽化しているけど、境界が決まっていないので家を建てることが出来ないらしい。

前は全部借家にする計画だったが、吉富に帰っても雨漏りがするような古くなった家だから、今回は自分の家と一部借家にする計画で

したようでし、家を建て替えるのも資金が無いから農地を処分して建築資金に充てたいとの思いからのようです。

会 長 年々転用が厳しくなっていると言いますか、本来はそうあるべきだったと思います。色々ご意見はあると思いますが、今回農業委員会の意見としては、農振の会議結果と同様な意見として答申することによってよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声あり

会 長 それでは、議案第9号の吉富町農業振興地域整備計画の一部変更については吉富町農業振興地域整備促進協議会の審議結果のとおり、用途区分の変更については今後の農業経営に必要な施設であるが、進入路の確保等を条件として承認いたします。

また、除外申請のうち5、6、7番については、周辺の農地への影響が大きいことから、除外については慎重に検討する必要あり、1、2、3、4番の農地については、除外はやむを得ないものと具申します。

議案第10号

会 長 それでは「平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を上程いたします。

事務局説明お願いいたします。

事務局 本町農業委員会の「平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」を作成いたしましたので、今回の総会の開催通知と一緒に事前に委員の皆さまに送付させていただきました。

まず、45ページ54ページの平成22年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価（案）についてご説明いたします。

（内容について読み上げて説明）

次に、55ページから58ページの平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてご説明いたします。

（内容について読み上げて説明）

この点検・評価及び活動計画につきましては、「農業委員会は、毎年度1月から2月にかけて、当該年度の活動に対する点検・評価及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画の検討を行うものとする。」となっております。また「農業委員会は毎年度3月末までに、当該の活動に対する点検・評価（案）及び次年度の活動計画を取りまとめ、市町村のホームページ等で公表すること」なっています。

その後は「農業委員会は 毎年度5月末までに、寄せられた意見等を踏まえて活動計画を決定し、市町村のホームページで公表すること」

となっています。また、6月末までに決定した活動の点検・評価及び活動計画を国に提出することとなっております。

以上で説明を終わります

会 長 事務局から「平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について説明がありましたが、委員の皆さん何か意見・質疑はございませんか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 それでは「平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」については原案どおり決定でご異議ありませんか

各委員 異議なしの声あり

議案第11号

事務局 「議案第11号 吉富町農用地利用集積計画の一部変更の承認について」をご説明いたします。

吉富町農用地利用集積計画の一部変更の承認について、別紙のとおり提出されたので承認を求めるものです。

60ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が2件の通知を受理しています。

整理番号1については、賃借人は大字別府〇〇〇番地のKさん、賃貸人は大字別府〇〇〇番地のLさんで、申請農地は別府〇〇〇番〇、別府〇〇〇番、別府〇〇〇番〇、別府〇〇〇番の4筆で、解約の理由は借り手の都合による解約です。

次に整理番号2については、賃借人は大字小犬丸〇〇〇番地のMさん、賃貸人は大字別府〇〇〇番地〇のNさんで、申請農地は小犬丸〇〇〇番〇、広津〇〇〇〇番〇の2筆で、解約の理由は借り手の都合による解約です。

以上2件について吉富町農用地利用集積計画の一部変更の承認を求めるものであります。以上で説明終わります

会 長 事務局から説明がありましたが、この件について皆様方より何か質疑はございますか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 ございませんようでしたら、議案第11号については承認することにご異議はございませんか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 それでは議案第 1 1 号については承認することと決めます。

報告事項

会 長 次に報告事項として「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」です。事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」の報告事項ですが、議案第 1 1 号と同様の内容でありますので省略させていただきます。

会 長 この件に関しましては、報告事項ということですが、皆様方よりなにか質疑はございますか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 次に農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について事務局説明をお願いします。

事務局 相続による農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出を受理しています。

権利を取得した者は、糸島郡川原〇〇〇番地〇の〇さんで、権利を取得した日は平成 2 2 年 1 2 月 1 4 日に相続による所有権の移転です。

この届出は和才委員さんが指導いただいた件です。

会 長 報告事項が終わりました。委員のみなさん何か質疑ございませんか

各委員 質疑なしの声あり

会 長 それでは、本日の議事は全て終了しました。
事務局からその他何かございますか？

事務局 それでは事務局からお願いですが、先月からお願いしています T P P の署名活動ですが、今月 2 5 日頃までに提出をお願いいたします。農協からも同じような署名があり農家の皆さんには重複することになります。よろしくをお願いいたします。

会 長 それでは他になれば次回総会の日程ですが、事務局お願いします

事務局 次回の委員会の日程ですが、定例日は 1 0 日ですが、4 月 1 0 日は

日曜日となり、翌11日は月曜日でフォーユース会館の休館日となりますので、12日（火）で如何でしょうか。

各委員 異議なし

会 長 それでは、4月12日（火）午前10時からよろしいでしょうか？

各委員 異議なし

会 長 これをもちまして委員会を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。

11時47分 閉会